

くにたちだいごしょうがっこう
国立第五小学校
ひなんじょうんえいまにゅある
避難所運営マニュアル

へいせい ねん がつ
平成24年12月

くにたちだいごしょうがっこう
国立第五小学校
ひなんじょうんえいまにゅあるけんとういいんかい
避難所運営マニュアル検討委員会



全 景



たいいくかん
体育館



だれでもトイレ

もくじ
目次

ひなんじょ うんえい 避難所 運営のぜんたいぞう	2
に ばしょ ひなんじょ もう おお じしん ひ 逃げ場所（避難所）を設ける（大きな地震がおきた日）	3
1. ひなんじょ に ひなんじょ 避難所へ逃げる・避難所へあつまる	3
2. ひなんじょ 避難所のカギあけ	4
3. ひなんじょ てんけん ひなんしゃ ゆうどう 避難所の点検と避難者の誘導（逃げてきた人たちのいる場所に危ない場所 がないかを確認して逃げてきた人たちを案内する）	5
4. ひなんしゃ に ひと おうきゆうきゆうご 避難者（逃げてきた人たち）の応急救護	7
5. うんえいぶ かつどうじゆんび 運営部の活動準備	7
6. よそう 予想していないことがおきたとき	7
ひなんじょ ふつかめ しゅうかん 避難所でおこなうこと（2日目～3週間）	9
1. ひなんじょうんえいいんかい せっち 避難所運営委員会の設置	9
2. ひなんじょうんえいいんかい やくわり うんえいぶ おも かつどう 避難所運営委員会の役割と運営部の主な活動	9
3. ひなんじょうんえいいんかい そしき こうせい 避難所運営委員会の組織と構成	10
4. うんえいぶ かつどう 運営部の活動	12
じょうほうかんりぶ 情報管理部	12
ぶっしちょうたつぶ 物資調達部	15
おうえんきゆうごぶ 応援救護部	17
あんぜんえいせいぶ 安全衛生部	18
5. ひなん せいかつ なが 避難生活が長くなったとき	21
ひなんじょ 避難所をとじるために	23
1. ひなんしゃ いこう 避難者の意向をしらべる	23
2. ひなんじょ しゆくしやう ひなん 避難所の縮小（避難しているへやをまとめてすくなくすること）	23
3. ひなんじょ どうごう ひなんじょ 避難所の統合（2つ以上の避難所を1つにすること）	23
4. ひなんじょ へいさ ひなんじょ がっこう 避難所の閉鎖（避難所をとじて学校にもどすこと）	24
ひなんじょうんえいいんかい やくわり 避難所運営委員会のふだんの役割（やること）	25
くにたち だいがしやうがっこう ひなんじょうんえい まに ゆ ある けんとういいんかいいん めいほ 国立第五小学校 避難所運営マニュアル検討委員会委員名簿	26

ひなんじょうんえい
避難所運営のぜんたいぞう

に ばしょ ひなんじょ もう
逃げ場所（避難所）を設
ける（大きな地震が起
きた日）



ひなんじょ
避難所でおこなうこと
（2日目～3週間）



ひなんじょ
避難所をとじるために

かつどうほうしん
【活動方針】

- ① 児童の安全確保を優先する（一番先にす
る）ため、学校管理者の考えにそって
行動します。
- ② 施設の安全を確認し、避難スペースを
確保します。
- ③ 避難者の受付をおいて、だいたいの人数
を数えます。
- ④ 負傷者・災害時要援護者の救援を優先し
ます。
- ⑤ 市本部へ状況報告を行い、運営部の
活動体制（組織や役員）を整えます。

かつどうほうしん
【活動方針】

- ① 避難所運営委員会を整え広報します。
- ② 運営部を中心に避難所運営マニュアル
に基づき避難者（班）が協力して避難所
の運営を行います。
- ③ 避難者の数や要望などに応じて、そのつ
ど運営体制を見直します。

かつどうほうしん
【活動方針】

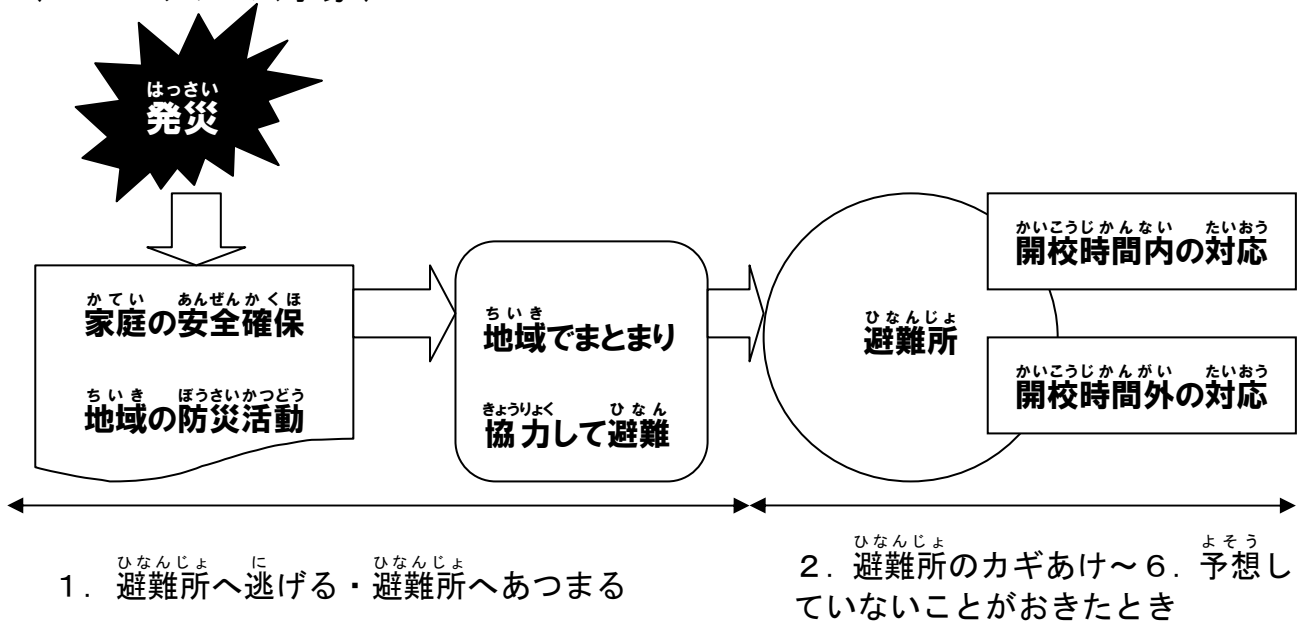
- ① 避難者（にげてきた人）の生活再建に向け
た支援が中心になります。
- ② 学校教育の再開に向けて協力します。
- ③ 避難所の縮小・統合・閉鎖に向けた支援
を行います。

※災害時要援護者とは：

避難所の生活で、支援が必要な人をいいます。高齢者、しょうがいしゃ、にんさんぶなどが考えられます。

に ばしよ ひなんじよ もう おお じしん ひ 逃げ場所(避難所)を設ける(大きな地震がおきた日)

(マニュアルの^{たいしやう}対象)



1. ひなんじよ に ひなんじよ 1. 避難所へ逃げる・避難所へあつまる

① ひなんじやうんえいいんかい ひなんじよ かんり うんえい かい ① 避難所運営委員会 (避難所を管理し運営する会)

この会の役員は、じぶんの家族の安全を確認して、じぶんのうちのまわりですぐにできる^{たいおう}対応をとって、すぐに避難所へあつまります。



じぶんのうちのまわりの被災^{ひさいじやうきやう}状況によっては、じぶんのうちのまわりでの活動^{かつどう}と避難所の運営が両方できるよう自治会や町会、自主防災組織などの体制をととのえます。

② じちかい ちょうかい かんりくみあい ② 自治会・町会、管理組合など

すんでいるひとが、安全かそうでないかをたしかめて、安全でないときは、災害への対応を行い、にげるときは、自治会・町会、管理組合などでまとまり、自治会や町会などにはっていないひとにも^{こゑ}声をかけます。

③ 自治会・町会などにはいないひと

近くにすむひとたちと助け合いながらこうどうします。にげるときは、自治会や町会または集合住宅などでできるだけまとまって避難します。

2. 避難所のカギあけ

(1) 学校が開いているときに災害がおきた場合

学校を管理しているひとが校庭、体育館、校舎のカギをあけます。学校を管理しているひとが不在のときは、市職員あるいは市職員の指示により警備員がカギをあけます。

(2) 学校が開いていないときに災害がおきた場合

市職員(あらかじめ決められた指定参集職員)や学校を管理しているひとが、校庭及び体育館、校舎のカギをあけます。市職員が行う場合は、次の通りです。

校庭および体育館は、指定参集職員のうち2名が普段からカギを保管し、避難所へあつまるときにもってきてあけます。校舎と備蓄倉庫(災害時に必要な物資の一部を保管している場所)のカギは、指定参集職員が市役所からもってきてあけます。

● 国立第五小学校があいている時間

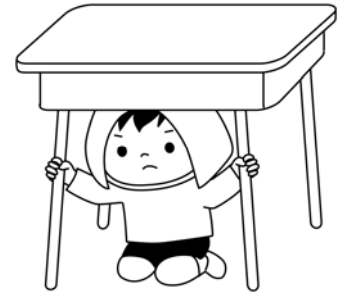
平日	7時～21時まで
土・日・祝祭日	8時半～21時まで

● 勤務時間外に市の職員があつまる時

震度5弱以上の場合	市職員は、一旦市役所へあつまり、指示を受けてから避難所へあつまります。
震度6弱以上の場合	まえもってきめられた指定参集職員(5名程度)が避難所へかけつけます。このうち校庭、体育館のカギをもってくるのは2名です。

(3) 児童の安全確保（まもること）

平日、昼間の災害発生時には、児童の安全を確保すること
を一番先にやります。このため、避難所運営委員会と市職員
は、学校を管理しているひとに協力して、逃げてきたひと
たち（避難者）に安全な行動をとるよう指示します。



(4) 避難者への呼びかけ

避難所運営委員会のひとたちは、避難者の安全を確保するため「落ち着いて行動す
る」よう呼びかけます。

3. 避難所の点検と避難者の誘導（逃げてきた人たちのいる場所に危ない場所 がないかを確かめて逃げてきた人を案内する）

(1) 施設の安全点検と避難者の一時待機

「施設の安全点検シート」に基づき、避難者の協力を得て施設の安全点検を行
います。点検を行っている間、避難者には校庭で一時待機するようおねがいします。

資料-1 避難所の安全点検シート

(2) 避難スペースの確保

① 体育館

避難者の協力を得て、体育館の落下物・散乱物などを片づけて、避難スペースを
確保します。室内には、最低限車いすが通れる通路（幅1.0m程度）を確保します。

② 校舎

校舎を避難所として利用する場合、避難者の協力を得て、教室内の落下物・散乱物

などを片づけて、避難スペースを確保します。

③ 私物の保管

児童や先生などの私物は、各避難居室においてまとめて保管します。

(3) 避難者の誘導

① 避難者の受付

避難所の安全が確認されたら、避難者を避難所内にいれます。避難者をいれるときは、受付をもうけ、だいたいの人数を数えます。

資料-3 避難者受付簿

② 避難居室

●利用する部屋の順番

1. 児童がいるときは、学校の指示により避難に利用する部屋をきめます。

2. 児童がいないときは、つぎのようにきめます。

1) まず、体育館に避難します。

2) 体育館が満員の場合、校舎の特別教室、普通教室などを利用します。

校舎を利用する場合は、避難者の協力を得て机、椅子、その他の散乱物などを片づけてからつかいます。

●避難居室として利用しない部屋（資料-2を参照）

校長室、職員室、事務室、用務員室、準備室、コンピューター室など

③ 災害時要援護者（高齢者やしょうがいしゃなど援護を必要とするひと）への対応

たいいくかん こうしゃ さいがい じようえんごしゃ む ひなんきよしつ ゆう
体育館、校舎では、高齢者やしょうがいしゃなどの災害時要援護者向け避難居室を優

せんてき かくほ
先的に確保します。

④ 市本部への状況報告

でんわ ぼうさいぎようせいむせん こうしゃ あんぜんてんけんけつか ひなんしゃ かず じようきよう
電話、防災行政無線などをつかって校舎の安全点検結果、避難者の数や状況など
ほうこく こんご たいおう きようぎ
を報告し、今後の対応について協議します。

4. 避難者（逃げてきた人たち）の応急救護

(1) 負傷者への対応

おうきゆういやくひん かつよう ひなんしゃ きようりよく けいしょうしゃ
応急医薬品セットを活用し、避難者と協力して軽傷者

おうきゆうてあ じゅうしょうしゃ ばあい しょうぼうしょ し
の応急手当てをします。重傷者がいる場合は、消防署・市

ほんぶ れんらく いりようきかん はんそう じようきよう おう ひなんじようんえい
本部などへ連絡し医療機関への搬送をおねがいします。状況に応じて、避難所運営

いいんかい ひなんしゃ きようりよく ふしょうしゃ いりようきかん はんそう
委員会と避難者が協力して負傷者を医療機関へ搬送します。

(2) 毛布、飲料水、食料の配布

ひなんしゃ きようりよく え びちくそうこ びちくぶつし かつよう
避難者の協力を得て備蓄倉庫にある備蓄物資を活用します。

5. 運営部の活動準備

かくうんえいぶ たいせい ととの かつどうないよう てじゅん かくにん かつどう じゅんぴ はじ
各運営部は、体制を整え活動内容や手順の確認など活動の準備を始めます。

6. 予想していないことがおきたとき

(1) 体育館や校舎が避難所として利用できない場合

① 市本部へ連絡し、指示があるまで待ちます。



②市本部の指示により、避難者を別の避難所などへ誘導します。

(2) 避難者が避難所の受入数を超える場合

避難者が、避難所の受入数を超えたり、または超えることが予想される場合は、市本部へ連絡し避難所候補施設などを活用できるよう指示を求めます。

(3) 避難所周辺に延焼火災が発生した場合

避難所周辺において延焼火災(多くの家に火災が燃え広がること)が発生した場合、市本部へ直ちに報告し、指示を受けます。



ひなんじょ おこな かめ しゅうかん 避難所で行うこと（2日目～3週間）

1. ひなんじょうんえいいんかい せっち 避難所運営委員会の設置

ひなんじょ えんかつ うんえい ひなんじょうんえいいんかい せっち
避難所を円滑に運営するために避難所運営委員会を設置します。

2. ひなんじょうんえいいんかい やくわり うんえいぶ おも かつどう 避難所運営委員会の役割と運営部の主な活動

ひなんじょうんえいいんかい ひなんしゃ あんぜん けんこう はいりよ ひなんせいかつ はや
避難所運営委員会は、避難者が安全で健康に配慮した避難生活をおくり、なるべく速く

せいかつ さいけん 生活を再建することを目的として避難所を運営します。

ひなんじょうんえいいんかい やくいんかい うんえいぶ ひなんしゃはん
避難所運営委員会は、役員会、運営部、避難者班（逃げてきたひとたちでつくる班）

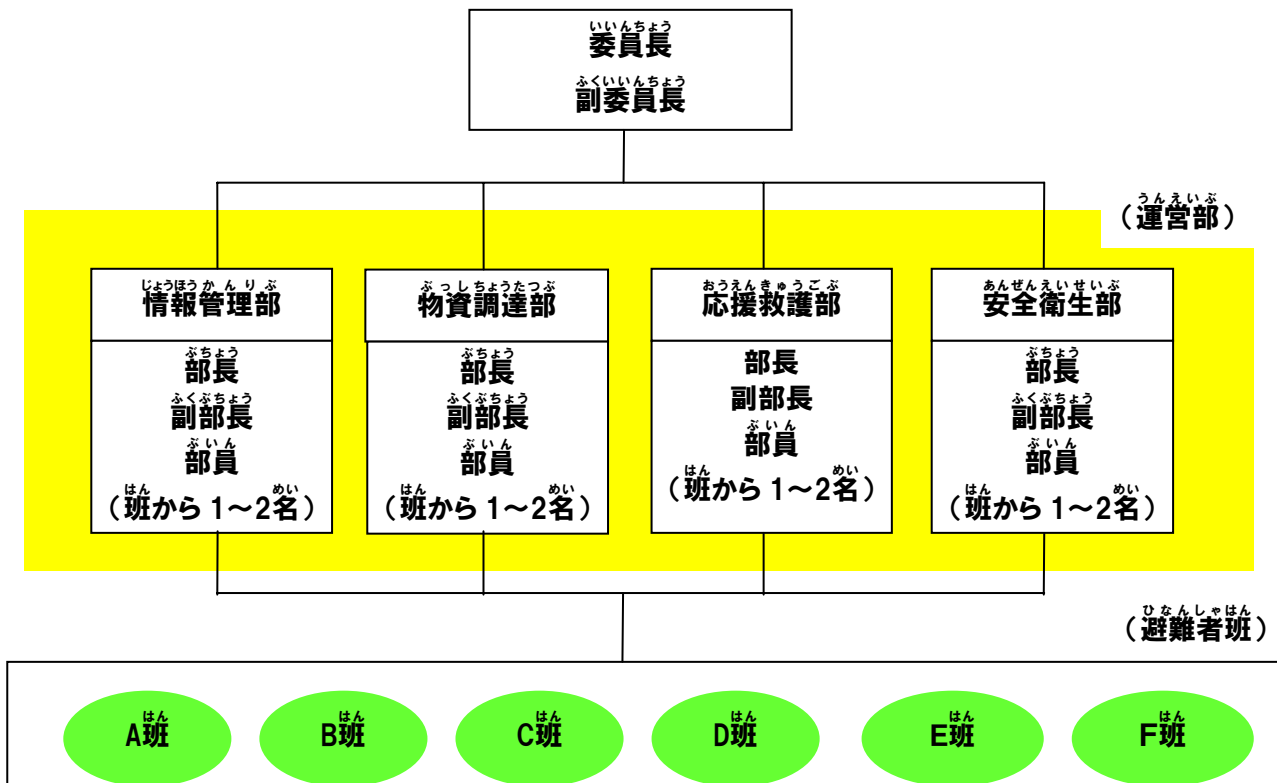
からなり、それぞれの役割と運営部の主な活動は、次に示すとおりです。

<p>やくいんかい 役員会</p>	<p>ひなんじょうんえいいんかい <small>うんえいぶ かつどうちようせい ほうしん つく</small> ○避難所運営委員会をまとめ、運営部の活動調整をして方針を作ります。</p> <p>いんちよう ふくいんちよう かくうんえいぶちようおよ ふくぶちよう <small>こうせい げんそく にち かい</small> ○委員長、副委員長、各運営部長及び副部長から構成し、原則として1日1回定期的に役員会議を開きます。</p> <p>いんちよう <small>やくいんかい うんえい</small> <small>ふくいんちよう いんちよう</small> ○委員長は役員会を運営し、副委員長は委員長をささえます。</p>
<p>うんえいぶ 運営部</p>	<p>かくぶ <small>やくわり おう</small> <small>かつどうほうしん</small> <small>ひなんしゃ きょうりよく え じっし</small> ○各部の役割に応じた活動方針をつくり、避難者の協力を得て実施します。</p> <p>ぶちよう <small>ふくぶちよう ぶいん</small> <small>かくひなんしゃはん</small> <small>めいせんしゅつ</small> <small>こうせい</small> ○部長、副部長、部員（各避難者班からそれぞれ1～2名選出）から構成し、スムーズに活動するために、そのつど運営部会を開きます。</p>
<p>ひなんしゃはん 避難者班</p>	<p>ひなんしゃはん <small>ひなんせたいやく</small> <small>せたい めど</small> <small>はん</small> ○避難者班は、避難世帯約30世帯を目途に1班つくります。</p> <p>じちかい <small>ちようかい</small> <small>かんりくみあい</small> <small>じゅうみんそしき</small> <small>たんい</small> <small>みかにゆう</small> <small>かた</small> ○自治会・町会、管理組合などの住民組織を単位に、未加入の方にもできるだけ声をかけて班をつくりします。</p> <p><small>とくぎ</small> <small>こうりよ</small> ○リーダー、サブリーダーおよび逃げてきた人の特技などを考慮して、各運営部の担当者（1～2名／運営部）をきめます。</p>

うんえいぶ かつどうないよう
運営部の活動内容

ぶ こうせい 部の構成	かつどう ないよう 活動の内容
じょうほうかんりぶ 情報管理部	やくいんかいぎ じむきょく めいぼ さくせいかんり ひなんしゃはん へんせい と あ 役員会議の事務局、名簿の作成管理、避難者班の編成、問い合 せ・呼び出しへの対応、生活情報の管理提供など
ぶつしちやうたつぶ 物資調達部	しょくりやう みず せいかつぶつし やうせい ちやうたつ はいふ かんり 食料・水・生活物資の要請、調達、配布、管理、ボランティ アの受け入れ・配置、食料の炊き出し・配布など
おうえんきゆうごぶ 応援救護部	おうえんきゆうごぶ せいじ せいじ せいじ せいじ せいじ せいじ 応急手当の支援、医療機関への搬送要請、災害時要援護者支援、 外国人への対応など
あんぜんえいせいぶ 安全衛生部	しせつかんり ぼうえき びやうき はつせい 施設管理、トイレ・ごみ・防疫（病気を発生させないこと）へ の対応、ペットの管理など

ひなんじやうんえいいんかい そしき こうせい
3. 避難所運営委員会の組織と構成



くにたちだいごしょうがっこうひなんじょうんえいいんかい やくいんかい へいせい ねんど
 国立第五小学校避難所運営委員会 役員会 (平成24～26年度)

やくいん 役員		こうせいいん 構成員	びこう 備考
いいんちよう 委員長		ふじみだいにちようめじちかいかい 富士見台二丁目自治会会長	<ul style="list-style-type: none"> 自主防を有する自治会代表とし、任期2年とする。ただし、再任を可とする。 富士見台二丁目自治会会長⇒国立富士見台団地自治会会長の順とする。
ふくいんちよう 副委員長		くにたちふじみだいだんちじちかいかい 国立富士見台団地自治会会長 くにたちだいごちゆうがっこう 国立第五中学校校長または副校長	<ul style="list-style-type: none"> 副委員長は、学校施設管理者および委員長以外の自主防を有する自治会長とする。
運営部 うんえいぶ	じょうほうかんりぶ 情報管理部	ぶちよう 部長 ふくぶちよう 副部長 ふじみだいにちようめじちかいはうさいぶちよう 富士見台二丁目自治会防災部長 ひなんじょさんしゅうししよくいん 避難所参集市職員	<ul style="list-style-type: none"> 運営部の活動は、運営部を構成する各団体および避難者などが協力して行う。 運営部役員(部長、副部長)は、自主防の代表をはじめ各団体の代表とし、担当する運営部は各団体の特徴を活かして配置する。 運営部長は、運営部役員から選出する。運営部副部長は、運営部長以外の役員とする。
	ぶつしちようたつぶ 物資調達部	ぶちよう 部長 ふくぶちよう 副部長 くにたちふじみだいだんちじちかいはうさいぶちよう 国立富士見台団地自治会防災部長 ふじみだいにちようめじちかうかいじょうんえいいんちよう 富士見台二丁目集会所運営委員長	
	おうえんきゆうごぶ 応援救護部	ぶちよう 部長 ふくぶちよう 副部長 くにたちしせきじゅうしだんいんちよう 国立市赤十字奉仕団委員長 みんせいいいん じどういいん ごしょうちくたんとく 民生委員・児童委員五小地区担当、国立市しょうがいしゃ団体等連絡協議会	
	あんぜんえいせいぶ 安全衛生部	ぶちよう 部長 ふくぶちよう 副部長 せいしょうねんいくせい ごしょうちくいんちよう 青少年育成五小地区委員長 くにたちろうじんくらぶれんごうかい 国立老人クラブ連合会(富士見台第一長寿会、富士見台さくら会、富一会)、手をつなぐ親の会	

4. 運営部の活動

情報管理部

(1) 役員会議の運営

- ① 役員会議の開催、資料作成、協議事項の整理などを行います。
- ② 役員会議は、教室棟1階教育相談室・スマイリールームで行います。原則として1日1回の定例開催とし、避難者、在宅被災者の確認、各運営部および市本部との活動調整、協議、方針などを決定します。
- ③ 市本部への連絡事項を整理し、決めた時間に連絡を行います。

(2) 活動体制の周知（活動する組織や役員を避難者に知らせること）

情報掲示板、チラシ、口コミなどにより活動体制を逃げてきた人に知らせます。

(3) 受付の設置

受付を設置し、避難者の受け入れ、来訪者の入退室の管理、避難者の外泊届けの受付を行います。また、筆談ボードなど互いに情報交流できる手段を備えます。

(4) 避難者の名簿の作成・管理

① 避難者名簿の作成

・避難者生活をスムーズに送るために、避難者の世帯

名簿を班ごとに集計し名簿を作成します。

・避難者の避難所への入居や避難所からの退居は、名簿上で管理します。

② 在宅被災者名簿（自宅で生活をつづける災害にあったひとたちの名簿）の作成

避難所で食料などの配布する数を数えるため、くばるときにあわせて在宅被災



しゃ めいぼ さくせい
者の名簿を作成します。

③ 名簿の管理

ひなんしゃ めいぼ ぶんしょ でんし かんり ひなんじよせいかつ かん しょういがい
避難者の名簿は文書及び電子データで管理し、避難所生活に関する使用以外には
つか
使いません。

(5) 班編成の要請 (班をつくるようお願いすること)

① 避難者に、自ら避難所運営を行う避難者班をつくるようお願いします。避難者班

しょくりょう にちようひん はいふ じょうほうでんたつ おこな いちばん
は、食料・日用品の配布や情報伝達などを行う一番ちいさなまとまりです。

② 避難者班は、自治会・町会・マンションなどの住民組織をひとつのまとまりと

して、だいたい30世帯を目安に住民組織に入っていないひとにも声をかけて、

ちいき しょうにんずう そしき じゅうみんそしき ちいき
地域としてまとまるようにつくります。少人数の組織や住民組織のない地域の

ひなんしゃ きょうりょく はん ねが
避難者には、協力して班をつくるようお願いします。

③ 班はリーダー、サブリーダーおよび避難者の特技などを考慮して、各運営部の

たんとうしゃ にん うんえいぶ き
担当者(1~2人/運営部)を決めます。

資料-4	ひなんしゃせたいめいぼ 避難者世帯名簿	資料-5	ひなんしゃめいぼ 避難者名簿 (パソコンフォーマット)
資料-6	ざいたくひさいしやめいぼ 在宅被災者名簿	資料-15	がいはくとどけようし 外泊届用紙

(6) 生活ルールを逃げてきた人たちに知らせる

よ ひなんじよせいかつ おく ひなんじよせいかつ き に ひと
より良い避難所生活を送るために、避難所生活のルールを決め、逃げてきた人たち
し
に知らせます。

ひなんじよ きしょうじかん しょうとうじかん ひなんじょうんえいいんかい き
なお、避難所での起床時間や消灯時間などは、避難所運営委員会が決めます。

資料-18 ひなんじよせいかつ
避難所生活のルール

(7) 来客、問い合わせなどへの対応

① 電話などによる問い合わせへの対応

- 電話の取りつき → 電話の取りつきは行わず、避難者

へ伝言を連絡します。

- 目的とする避難者がいるかどうかの確認 → 名簿と照らし合わせてつたえます。

※名簿で氏名の公表を避けている場合はつたえません。

- 安否情報の確認は、できるだけ「災害伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」

を活用するよう避難者へ広く知らせます。

② 来客への対応

- まえて来て来客用面会場所を用意し、居室へは立ち入らないようにします。

③ 取材への対応

- 取材者に「取材者用受付用紙」を提出してもらい、原則、避難所運営委員長が対

応します。

④ 郵便物・宅配便の取りつき

- 郵便物・宅配便は、原則として受付で受け取り、班の代表者または直接避難者へ

手渡します。不在の場合は、避難所運営委員会室で保管します。



資料-12 訪問者受付名簿

資料-13 取材者受付用紙

資料-14 郵便物・宅配便等受取簿

(8) 相談窓口の設置

市本部などの協力を得て、要援護者相談窓口、生活再建相談窓口などを設置し、逃

げてきた人たちの生活相談にあたります。

(9) 市本部などとの情報連絡、生活情報の収集と広報

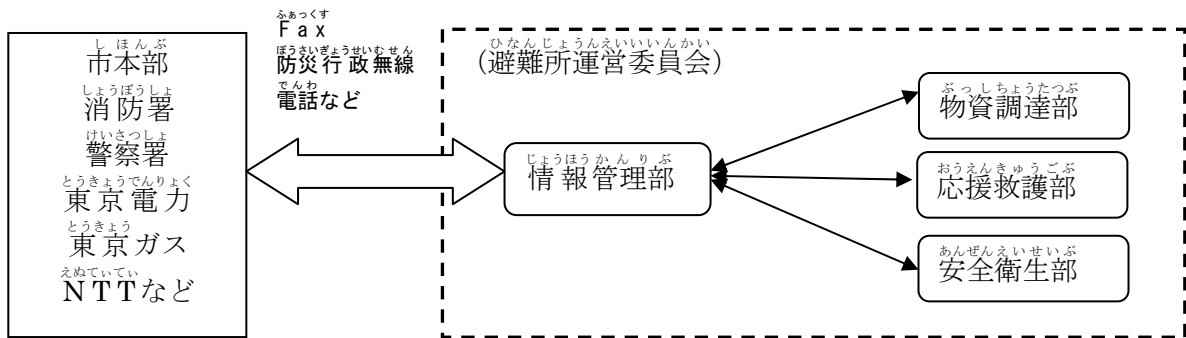
① 市本部をはじめ消防署、警察署などの防災関係機関との活動調整を行います。

② 避難所と市本部など相互の情報連絡をまとめて行います。

③ 市本部などと連携して生活情報を収集し、情報掲示板・チラシ・校内放送・ハンドマイク・ホワイトボードなどを通じて避難者へ知らせます。



■ 避難所と市本部などとの情報連絡ルート



資料-7 情報連絡票

物資調達部

(1) 備蓄物資の供給

① 物資調達部は、備蓄倉庫から必要な物資を運び出します。また、水道が使用できない場合、受水槽から飲料水を確保します。

② 備蓄物資は、原則として班を通じて配ります。

(2) 市本部への物資の調達要請

避難者と在宅被災者の状況に応じて飲料水・食料・物資の必要量をしらべ、市

本部へ用意するようお願いいたします。

(3) 物資の受入・保管・配布（配ること）

物資は、到着したものから内容物、数量などを確認し、使いみちに応じてわけて

保管したり、配ったりします。

におろし場所	東昇降口前
保管場所	校舎1階図工室
配布場所	東昇降口前周辺

資料-8 備蓄品リスト	資料-9 主食依頼票	資料-10 物資依頼票	資料-11 物資管理簿
-------------	------------	-------------	-------------

(4) 食料の配布（配ること）

食料は次のように配ります。

配布場所	東昇降口前周辺、その他
配布時間	原則として毎日同じ時間
配布方法	逃げてきた人たち
	在宅被災者
全員に配布できない場合の原則	自治会・町会、マンションの住民組織または個人
災害時要援護者への配慮（気づかい）	災害時要援護者を優先する 前もって要望を確かめ、注文するときをお願いする

(5) 炊き出しの実施

状況が整いしだい校庭で、炊き出しを行います。



(6) 必要なボランティアの数の確認と派遣のお願い

各運営部で必要なボランティアの数を数え、災害ボランティアセンター（国立市社会

福祉協議会）へ派遣するようお願いいたします。

(7) ボランティアの受付と配置（どこに行き、何をするか？）

- ① 派遣されたボランティアについて名簿を作成し管理します。
- ② 直接避難所へ来たボランティアは、災害ボランティアセンターで登録するよう指示します。

資料-16 ボランティア受付票

応援救護部

(1) 応急手当の支援

- ① 応急医薬品セットを活用し、避難者と協力して軽傷者へ応急手当を行います。
- ② 救護室は、保健室を利用します。
- ③ 必要に応じて市本部へ市販薬を用意するようお願いします。

(2) 救護所の利用

災害による負傷者（傷ついた人）に対処（対応）するため、国立市医師会と市が設置する救護所を利用します。救護所は、被災状況などを踏まえて市が市立小中学校2箇所に設置します。

(3) 医療機関への搬送要請（連れていくことをお願いすること）

医療機関へ搬送が必要な場合、消防署・市本部などへ連れていくことをお願いしますが、緊急時は必要に応じて、避難所などが所有する自家用車などを活用して医療機関へ連れていきます。

(4) 災害時要援護者への支援



- ① 災害時要援護者に配慮した生活環境をつくるため、要援護者への移動介助を行うとともに、筆談ボード、コミュニケーションボード、ホワイトボードなどを活用します。
- ② 市本部および社会福祉協議会などへ介助ボランティアの派遣をお願いします。
- ③ 本人の希望に基づき、避難所に残るか、市と協定を締結している高齢者などの福祉施設へ緊急入所するか支援します。
- ④ 必要により語学ボランティアの派遣を災害ボランティアセンターへお願いします。

安全衛生部

(1) 避難所の危険個所の解消

- ① 施設の管理者と協力して、ガラスの破損や壁の剥落（はがれておちること）などの危険個所を調査し、安全性の回復に努めます。
- ② 必要に応じて市本部へ応急危険度判定士の派遣を要請し、判定結果に基づき施設利用を検討します。

応急危険度判定士とは？

大地震により被災した建築物の危険性を判定する建築技術者で都道府県知事が認めたもの。災害時は、防災ボランティアとして活動します。国上市役所には、平成24年度現在、6名の応急危険度判定士がおり、市役所、市立小中学校等の公共施設の判定を行います。

(2) 災害時要援護者向け居住スペースの確保（用意すること）

- ① 体育館へ避難する際には、避難者に協力してもらい災害時要援護者世帯の居住スペースを確保するよう配慮（気づかい）します。
- ② 校舎に避難する際には、あらかじめ災害時要援護者世帯を優先する居住スペース

かくほ
を確保します。

(3) トイレの設置

① 既設トイレの活用

じょうげすいどう いじ
・上下水道が維持（そのまま）されている場合は、ばあい 体育館や校舎のトイレを避難者向
けに活用します。

だんすい
・断水している場合は、トイレの各ブースで簡易トイレを使用します。また、学校プ
ールみずの水をバケツなどに汲み置きく お使用します。

② 仮設トイレの設置

すで びちく
・既に備蓄している仮設トイレを所定の場所に設置します。

ふそく
・不足する場合は、市本部へ用意するようお願いします。

ちょうたつ
・トイレの調達にあたっては、こうれいしゃ 高齢者・しょうがいしゃ しょうがいしゃなどが使用できるものと
します。

(4) プライバシーの確保

① だんじょこういしつ じゆにゆうしつ
男女更衣室、授乳室および女性優先居室を設置します。

② まじき
間仕切りが必要な場合は、既存のパネル、段ボールなど

もち
を用いて応急的に作成します。また、必要に応じて、市本

ぶ
部へ間仕切り板を調達するようお願いします。



(5) 利用スペースの確認・再配置

ひなんじょ
避難所の利用は「避難所利用計画」に基づきますが、その都度、逃げてきた人たちに

りよう
にどのような利用を行っているかを確認し、必要なら再配置をお願いします。

(6) 衛生管理

① 食品の衛生管理

食品の衛生管理を徹底するために、次のことを行います。

- ・手洗い
- ・消費期限・賞味期限の管理
- ・生ごみの適正処理
- ・食品衛生に関する情報の提供

② トイレの衛生管理

トイレは、毎日午前と夕方2回清掃します。

③ 避難者がつかう居室の清掃（そうじすること）

各班や各居室ごとに清掃当番を設け、避難者が協力して清掃を行うようお願いします。

④ ごみ処理

- ・ゴミ集積所およびゴミの分別を行うよう避難者（逃げてきた人たち）に知らせます。
- ・避難者各自がゴミを分別して所定の場所に置くよう知らせます。

(7) ペットの飼育

- ① ペット（人に飼育されている犬、猫等の小動物）は、あらかじめ避難所運営委員会が指定した場所において、ケージに入れあるいはリードで繋ぎ、飼主の責任により飼育します。



- ② ペットの飼育者が相互に協力して、飼育場所や施設の清掃および消毒など適正

かなりうんえい おこな ねが
な管理運営を行うようお願いします。

③ 「ペットの飼育ルール」を逃げてきた人たちに知らせます。

資料-17 ペット台帳 資料-19 ペットの飼育ルール

(8) 冷暖房設備などの調達・設置要請

しほんぶ れいだんぼうせつび せんたくき ひつよう せつび ちょうたつ せっち おこな ねが
市本部へ冷暖房設備、洗濯機など必要な設備の調達・設置を行うようお願いします。

(9) 自家用車で避難してきた人たちへの対応

① 自家用車を使った避難は、災害時要援護者を除き原則として禁止します。

② 仮に自家用車で避難してきた場合は、自家用車を自宅などの駐車場へ置いてく

るよう所有者などへお願いします。

5. 避難生活が長くなったとき

ひなんせいかつ なが
避難生活が長くなったとき、各部署は次の点に気をつけて活動します。



運営部	活動の留意点
<p>じょうほうかんりぶ 情報管理部</p>	<p>① 生活のルールなど必要な見直します。</p> <p>② 市と協力して生活再建に係る情報収集と広報を実施します。</p> <p>③ イベント、レクリエーションなどの情報収集と広報を実施します。</p> <p>④ 市と協力して逃げてきたひとたちの生活再建に向けた相談窓口を 設置します。</p>
<p>ぶつしちやうたつぶ 物資調達部</p>	<p>① 炊き出しにより、温かい食事や汁物の追加献立を工夫し、逃げてきたひとたちの栄養管理に配慮（きずかい）します。</p> <p>② 逃げてきた人たちの多様な要望にこたえられるようボランティアの確保に努めます。</p> <p>③ 逃げてきた人たちが減ってきたときは、ボランティアの再配置や活動</p>

	<p>の終了などをお願いします。</p>
<p>応援救護部</p>	<p>① 災害時要援護者を支援する人材を確保します。</p> <p>② 支援が必要な当事者の意志を必ず確認し、市と協力してより適切な場所への移転を検討します。</p> <p>③ 逃げてきた人たちの精神的ケアについて市と協力して専門家による相談窓口を設置します。</p>
<p>安全衛生部</p>	<p>① 市と協力して感染症対策など衛生管理を行います。</p> <p>② 市と協力して暑さや寒さなどに備えた避難所環境の改善を図るとともに利用のルールについて周知を図ります。</p> <p>③ 逃げ場所の子どもたちへの対応について勉強室などを用意し、子どもの世話ができる人（ボランティア）を探すなど、必要な支援（こと）を考えます。</p>

ひなんじょ 避難所をとじるために

1. 避難者の意向をしらべる

- ① 情報管理部は、市と協力して避難者の生活再建に向けた意向調査を実施します。
- ② 意向調査は、各世帯ごとに次の事項を調査します。

- ア) 住居の見通し（住居の修理、建替え、公営住宅等への入居など）
- イ) 仮設住宅への入居希望
- ウ) 今後の生活見通し

2. 避難所の縮小（避難しているへやをまとめてすくなくすること）

安全衛生部は、段階的に避難所利用スペースを縮小し、学校教育の再開に協力します。

3. 避難所の統合（2つ以上の避難所を1つにすること）

- ① 避難者の状況を踏まえ、市本部と協力して学校教育の再開を目的に避難所の統合を行います。
- ② 避難所の統合に伴い避難所運営委員会を再編します。
- ③ 情報管理部は、避難所の統合に伴い、新たに班編成を行い、逃げてきた人たち名簿を作成します。
- ④ 応援救護部は、ボランティアの支援を受け、災害時要援護者への支援を行います。

4. 避難所の閉鎖（避難所をとして学校にもどすこと）

- ① 避難所運営委員会は、避難者の状況を確かめて、市本部と協力して避難所閉鎖に向けた準備を行います。
- ② 情報管理部は、避難者に向けて避難所閉鎖の広報を行います。
- ③ 安全衛生部は、避難者の協力を得て、避難所の清掃を行います。
- ④ 避難所で保管していた書類や物資等は市本部へ引き継ぎます。



ひなんじょうんえいいんかい やくわり 避難所運営委員会のふだんの役割(やること)

ひなんじょうんえいいんかい かくやくいん ひごろ ひなんじょうんえいくれん
避難所運営委員会の各役員は、日頃から避難所運営訓練

をはじめ、ぼうさいこうえんかい ぼうさい つう ぼうさい
をはじめ、防災講演会や防災イベントなどを通じて防災へ

かんが ふか ぼうさいちしき まな み つと ぼうさい
の考えを深め、防災知識を学び身につけることに努めます。

また、ひつよう おう ひなんじょうんえい みなお おこな
また、必要に応じて避難所運営マニュアルの見直しを行い、

さいがい お だいじょうぶ じゅんび
いつ災害が起きても大丈夫なように準備します。



やくいん 役員	やくわり ふだんの役割	さいがい じ やくわり 災害時の役割	
いいんちょう 委員長	<ul style="list-style-type: none"> ひなんじょうんえいいんかい かいさい うんえい ・避難所運営委員会の開催と運営 ひなんじょうんえいくれん きかく しゅさい ・避難所運営訓練の企画・主催 ひなんじょうんえい けんしやう ・避難所運営マニュアルの検討と修正 ぼうさいいしき こうじやう ちしき しゅうとく ・防災意識の向上・知識の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ひなんじょうんえいいんかい かいさい うんえい ・避難所運営委員会の開催と運営 ひなんじょうんえいいんかい かつどう ・避難所運営委員会の活動のまとめ しやくしよ かんけいきかん だんたい ・市役所および関係機関・団体との活動調整 	
ふくいんちょう 副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ひなんじょうんえいいんかい うんえい ・避難所運営委員会の運営サポート ひなんじょうんえいくれん じっしすいしん ・避難所運営訓練の実施推進 ひなんじょうんえいくれん うんえいぶそうご ・避難所運営訓練における運営部相互の活動調整 ひなんじょうんえい けんしやう ・避難所運営マニュアルの検証 ぼうさいいしき こうじやう ちしき しゅうとく ・防災意識の向上・知識の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ひなんじょうんえいいんかい うんえい ・避難所運営委員会の運営サポート うんえいぶかつどう ・運営部活動のサポート うんえいぶそうご かつどうちやうせい ・運営部相互の活動調整 ひなんじょうんえいいんかい かつどうきかく ・避難所運営委員会の活動企画 	
うんえいぶ 運営部	ぶちやう 部長	<ul style="list-style-type: none"> うんえいぶかいぎ かいさい うんえい ・運営部会議の開催と運営 うんえいぶくれん きかく しゅさい ・運営部訓練の企画・主催 ひなんじょうんえい けんしやう ・避難所運営マニュアルの検証 ぼうさいいしき こうじやう ちしき しゅうとく ・防災意識の向上・知識の習得 	<ul style="list-style-type: none"> うんえいぶかいぎ かいさい うんえい ・運営部会議の開催と運営 うんえいぶ かつどうとうかつ ・運営部の活動統括 かんけいだんたいとう かつどうちやうせい ・関係団体等との活動調整
	ふくぶちやう 副部長	<ul style="list-style-type: none"> うんえいぶかいぎ ・運営部会議のサポート うんえいぶぼうさいくれん じっしすいしん ・運営部防災訓練の実施推進 ひなんじょうんえい けんしやう ・避難所運営マニュアルの検証 ぼうさいいしき こうじやう ちしき しゅうとく ・防災意識の向上・知識の習得 	<ul style="list-style-type: none"> うんえいぶかいぎ ・運営部会議のサポート ひなんしやはん かつどう ・避難者班の活動サポート ひなんしや いけんちやうしゅう ・避難者の意見聴集（きき、あつめる） うんえいぶ かつどうきかく ・運営部の活動企画

くにたちだいごしょうがっこうひなんじょうんえい けんとういんかいめいほ
 国立第五小学校避難所運営マニュアル検討委員会名簿

ばんごう 番号	だんたい そしきとう 団体・組織等	だんたい そしきとうめいしょう 団体・組織等名称	けんとういんしめい 検討委員氏名
1	じちかい 自治会	くにたちふじみだいだんちちかいふくかいちよう 国立富士見台団地自治会副会長	たかはらゆきお 高原幸雄
2	じちかい 自治会	ふじみだい にちようめ じちかい かいちよう 富士見台二丁目自治会会長	すがわらまさひこ ◎菅原正彦
3	じしゅほうさいそしき 自主防災組織	くにたちふじみだいだんちちかいほうさいぶぶちよう 国立富士見台団地自治会防災部部长	いのうえれいし 井上怜史
4	じしゅほうさいそしき 自主防災組織	ふじみだい 2ちようめ じちかいほうさいぶふくぶちよう 富士見台二丁目自治会防災部副部长	いなおか ひろし 稲岡 宏
5	みんせいじどういん 民生児童委員	みんせいいん じどういん ごしょうち くたんとう 民生委員・児童委員五小地区担当	ないとう さかん 内藤 薫
6	せきじゆうじほうしだん 赤十字奉仕団	くにたちしせきじゆうじほうしだんいんちよう 国立市赤十字奉仕団委員長	おばやしよしこ 尾林良子
7	しょうぼうだん 消防団	くにたちし しょうぼうだんたい ぶんだん 国立市消防団第3分団	ながしまよしのり 長嶋義範
8	いくせいかい 育成会	くにたちしせいしやうねんいくせい ごしょうち く いん 国立市青少年育成五小地区委員	たけむらゆうこ 竹村裕子
9	ひなんじよこうほしせつ 避難所候補施設	ふじみだい にちようめ じゅうかいじょうんえいいんちよう 富士見台二丁目集会所運営委員長	さとうよしお 佐藤良雄
10	しょうがいしやだんたい しょうがいしや団体	くにたちし しょうがいしやだんたいとうれんらくきようぎかい 国立市しょうがいしや団体等連絡協議会	はしもとえつこ 橋本江津子
11	しょうがいしやだんたい しょうがいしや団体	て おや かい 手をつなぐ親の会	にわやすこ 丹羽康子
12	こうれいしやだんたい 高齢者団体	くにたちしろうじん れんごうかい 国立市老人クラブ連合会	いわみかずこ 岩見和子
13	がっこうしよくいん 学校職員	くにたちだい ごしょうがっこうこうちよう 国立第五小学校校長	ほりこしひろゆき 堀越裕之
14	がっこうしよくいん 学校職員	くにたちだい ごしょうがっこうふくこうちよう 国立第五小学校副校長	いわいかずお ○岩井一雄
15	くにたちしやくしよ 国立市役所	ひなんじよさんしゅうしよくいん 避難所参集職員	いしばし しげる 石橋 茂
しどう じよげんしや 指導・助言者		たちかわしょうぼうしよくにたちしゆつちようしよちよう 立川消防署国立出張所長	まつおかつのり 松尾克則

◎: いんちよう
委員長

○: ふくいんちよう
副委員長

緊急連絡先

くにたちだいごしょうがっこう 国立第五小学校 (AED設置)	☎ 042-572-5197
くにたちしやくしょ 国立市役所 (AED設置)	☎ 042-576-2111 (代)
しょうぼう 消防 (国立、谷保出張所にAED設置)	☎ 119
けいさつ 警察 (派出所にAED設置)	☎ 110
くにたちししゃかいふくしきょうざいかい 国立市社会福祉協議会 (AED設置)	☎ 042-575-3226 (代)
こうのレディースクリニック (富2-5-21)	☎ 042-576-3131
ひらまつせいけいげか 平松整形外科 (富2-16-4)	☎ 042-573-8338
やほきたぐちないか 谷保北口内科 (富2-18-8) (AED設置)	☎ 042-577-7501
さくら通りクリニック (富3-22-25)	☎ 042-580-0075
おおくほいいん 大久保医院 (谷保7224) (AED設置)	☎ 042-572-7775
きゅうじつりょう 休日医療センター (富3-16-6) (AED設置)	☎ 042-576-2341
とうきょうとすいどうきょくたまおきゃく 東京都水道局多摩お客さまセンター	☎ 0570-091101
とうきょうでんりょくたまかすたまーせんたー 東京電力多摩カスタマーセンター	☎ 0120-995-662
とうきょうがすおきゃく 東京ガスお客さまセンター	☎ 0570-002211

AED：心臓への電気的作用により、心臓の働きを戻す医療機器

あんびかくにん えぬていさいがいでんごんだいやる

安否確認はNTT災害伝言ダイヤル「171」

●伝言を録音するときは

171 + **1** ⇨ 被災地の人の電話番号 ⇨ 伝言を入れる
(市外局番から) (30秒以内)

●伝言を聞くときは

171 + **2** ⇨ 被災地の人の電話番号 ⇨ 伝言を聞く
(市外局番から)

携帯電話の災害用伝言板(携帯電話各社により操作方法が多少異なります。)

震度6弱以上の地震などの大災害が発生した場合、携帯電話各社が開設します。

●伝言を登録するとき

災害用伝言板トップページ ⇨ **登録** ⇨ 内容を記入 ⇨ **登録** ⇨ **送信**

●伝言を確認するとき

災害用伝言板トップページ ⇨ **確認** ⇨ 確認したい人の電話番号を入力
⇨ **検索** ⇨ 情報の確認